

(平成24年4月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	6 件

静岡国民年金 事案 1602

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間及び同年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和49年10月から50年3月まで

私は、昭和46年7月に再就職した会社が社会保険に加入していないことを知ったため、同年12月に区役所で国民年金の加入手続きを行い、同年7月から50年3月までの期間の保険料を妻の分も含めて納付してきたと認識している。当時は未納期間があると従前の加入期間を失うと教えられており、未納があってはならないという思いで保険料を納付してきたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間の2期間のみであり、かつ合わせても9か月と短期間である上、申立人夫婦の年金記録から、国民年金と厚生年金保険との切替手続きがおおむね適切に励行されていることも確認でき、申立人の国民年金に対する関心及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間に近接する期間に係る保険料は現年度中に遅滞なく納付されたことが特殊台帳（マイクロフィルム）から確認できることから、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間及び同年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和49年10月から50年3月まで

私の国民年金の加入手続や保険料納付などは全て夫が行っていた。夫が、未納があつてはならないという思いで保険料を納付してきたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間の2期間のみであり、かつ合わせても9か月と短期間である上、申立人夫婦の年金記録から、国民年金と厚生年金保険との切替手続がおおむね適切に励行されていることも確認でき、夫婦の国民年金に係る諸手続や保険料の納付を行ったとする申立人の夫の国民年金に対する関心及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間の前後の保険料は、現年度中に遅滞なく納付されたことが、特殊台帳（マイクロフィルム）から確認できることから、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 1604

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 62 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 62 年 11 月まで

私は、就職先が社会保険に加入しておらず、両親から「どのようなことになっても年金には加入しなさい。」と言われたことから、区役所で国民年金の加入手続を行った。当時の生活は大変だったが、保険料は郵便局で納付していた。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料に係る納付の頻度や金額について具体的に述べておらず、保険料納付の状況は不明である。

また、申立人は、会社退職後に区役所で国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、申立人が申立期間当時、国民年金に加入していた場合、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたと考えられるが、申立人に対して同記号番号が払い出されたことはうかがえない。

さらに、申立人が所持する年金手帳にも、申立人が申立期間に係る被保険者資格を有していたことを示す記載は無い上、申立人が申立期間に居住していた区で、申立人の被保険者名簿が作成されたこともうかがえず、これらのことは、オンライン記録上、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることとも矛盾しない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1605

第1 委員会の結論

申立人の平成14年9月から16年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付を猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年9月から16年3月まで

私は、申立期間当時は学生であり、区役所の窓口において国民年金保険料の納付について学生納付特例による猶予を申請した。申立期間について、それ以後と同様に毎年申請した覚えがあり、申立期間の保険料の納付が猶予されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時居住した市の区役所に学生納付特例申請書を提出したとしているが、同市の電算記録でも、申立人が申立期間について学生納付特例の申請をしたことは確認できず、申立期間の保険料の納付が猶予されていたことはうかがえない。

また、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間である上、特に平成14年度以降は、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化が一層促進されたことから、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は低いと考えられる。

さらに、申立人が申立期間に係る保険料の納付を学生納付特例により猶予されていたことを示す関連資料（承認通知書、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付を学生納付特例により猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について、学生納付特例により納付を猶予されていたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1606

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から50年3月まで

国民年金委員を務めていた父親が私の国民年金加入手続を行い、自治会の班長が私と両親の分の国民年金保険料を集金していた。両親は国民年金制度開始当初から国民年金に加入し保険料を納付していたので、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は既に他界しているため、申立期間当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の同記号番号の被保険者の状況から、申立人の同記号番号は昭和50年11月頃に払い出されたものとみられ、申立人に対し別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人の加入手続は、この頃初めて行われ、この時、申立人は申立期間について遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、保険料納付を求められることは無かったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、自治会の集金（現年度保険料のみ納付可能）により納付していたとしており、これ以外の方法により納付したことも、後から期間を遡及してまとめて納付したことも無いとしていることから、申立期間の保険料を特例納付や過年度納付により納付したこともうかがえない。

加えて、申立人が居住する市の電算記録でも申立期間に係る保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬は無い上、申立人の父親が申立期間

の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から53年3月まで

私は、結婚するまで国民年金保険料を納付していなかったが、結婚した頃に義母が市役所職員から私の結婚前の未納保険料を一括して払えることを聞いたので、義母にお金を負担してもらい、私がまとめて納付したはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、納付していなかった申立期間の国民年金保険料を義母にお金を負担してもらって一括で納付したとしているところ、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期から、第3回特例納付が実施されていた昭和53年9月頃に行われたとみられ、申立期間の保険料を遡って納付することは可能であったが、申立人が納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料を納付したものとして想定し得る金額とは大きく相違する。

また、申立人から、申立期間に係る保険料の納付書の交付までの経緯及び保険料納付時の状況等について具体的な記憶に基づく証言は得られない上、申立人の義母も、申立人に渡した金銭の額を覚えていないとしていることから、申立人が申立期間の保険料を特例納付したものと推認することは困難である。

さらに、申立人が居住する市の電算記録でも、申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1608

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 3 月に専門学校を卒業し、翌月に父の経営する会社に入社した。私の国民年金の加入手続及び保険料納付は、会社の経理をしていた母が行っていたはずであり、私よりも 1 年遅れで同社に入社した弟の保険料が納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母から聴取することも困難であることから、申立期間当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 10 月 17 日に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人の加入手続はこの頃初めて行われ、20 歳到達時まで遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続を行うまでは、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、上記加入手続時点で申立期間の大半（昭和 59 年 6 月以前）は既に時効である上、オンライン記録から、申立期間直後の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料は 62 年 7 月に過年度納付されたことが確認でき、この時点で申立期間は全て時効のため、遡って保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人が居住する市の電算記録でも、申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬も無い上、申立人の母が申立期間の保

険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1609

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年12月から47年3月まで

私は、当時住み込みで働いていた店で、私の給料から国民年金保険料が天引きされていた記憶がある。一緒に住み込みで働いていた元同僚の国民年金保険料は納付済みとなっているため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらについては、申立期間当時、自身が勤務していた店の事業主が行ったとしているが、同事業主から話を聞くことも困難であることから、申立期間当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の被保険者の状況から、昭和47年9月頃に払い出されたことが確認でき、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人の加入手続は、この頃初めて行われ、20歳到達時に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であったことになり、保険料を納付することもできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、元同僚の保険料は納付済みであると述べているところ、申立人が記憶する元同僚3人のうち、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている2人は、申立人と同様に申立期間の保険料が未納とされている上、国民年金への加入は、制度上、被保険者本人の住民票の所在地で行うこととされているが、申立人が店の所在地に住所を定めたのは昭和45年3月であるため、それまでは、店の事業主が、申立人の加入手続を行うことはできなかったと考えられ、上記のとおり、47年9月に加入手続が行われ

たと推認されることとも矛盾しない。

加えて、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）でも申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。